

ゆで太郎フランチャイズチェーン フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



2018年1月1日 作成

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

一般社団法人 日本フードサービス協会 正会員

株式会社ゆで太郎システム

フランチャイズ契約のご案内

株式会社ゆで太郎システム

〒141-0031

東京都品川区西五反田 2-29-5

担当部署：経営企画室

T E L : 03-5436-1023

F A X : 03-5436-0118

本資料は、これからフランチャイズ・システムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に関しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせ下さい。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点などについてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせ下さい。

社団法人 日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号

T E L : 03-5777-8701

この案内は、当社の責任において作成されたものであり、所定の承認などを受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

ゆで太郎チェーンへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズ・システムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「ゆで太郎」の商標でフランチャイズ・システムを展開しております。当チェーンの店舗は、信越食品株式会社及び株式会社ゆで太郎システムによって、自家製麺のそば処としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗デザインなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。株式会社ゆで太郎システムは、平成16年12月1日に信越食品株式会社との間で「ゆで太郎マスターフランチャイズ契約」を締結し、ゆで太郎フランチャイズチェーンの展開を全面的に担っております。

お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、原則として、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、ゆで太郎チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約書で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、当社の理念と異なる独自の経営手法を重視され、ゆで太郎チェーン独自のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には当社チェーンへの加盟をお勧めできません。

ゆで太郎チェーンは、本部と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。本部はノウハウ、商品の開発等のシステム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を、本部として一手に引き受けています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して、ゆで太郎ショップの経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことがゆで太郎ショップの経営成功の鍵となります。

ゆで太郎ショップの経営をされる加盟店の成功がチェーンの成長の源でありますので、本部の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、本部と加盟店は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

第 I 部 (株)ゆで太郎システムとフランチャイズ・システムについて

1. ゆで太郎の理念

1) 創業理念



創業者

「ゆで太郎」の美味しいの蕎麦が、
皆様の健康にお役に立てれば幸いです。

「ゆで太郎」は指定の製粉所より丁寧に挽いた蕎麦粉を、毎日新鮮な粉から製麺します。年間も設備も変更とせずた専らです。美味しいの蕎麦を因し上サマにただただた々に、幸福することなく「三たで」にはこだわりたいと思えました。

蕎麦の挽き方や打ち方、茹で方それぞれに技術は異なりますが、挽きたこの蕎麦粉を目の前で打ち、目の前で茹でるのサマ香美味しいの蕎麦です。

ゆで太郎は生き物です。
「挽きたで」「打ちたで」「茹でたで」「サマ」に「三たで」と言い、美味しいの蕎麦の条件とわけています。

私達は、美味しいの蕎麦をできるだけ安く、質持てるべく因し上サマにいたきたいと思ひ「ゆで太郎」を開店いたしました。

2) チェーン経営理念

私たち“ゆで太郎”の従業員は

飲食店のプロとして、お客様に驚きと満足を提供します

2. 本部の概要 (2018年1月1日現在)

- 社 名 株式会社ゆで太郎システム

- 所 在 地 〒141-0031
住所 東京都品川区西五反田 2-29-5
TEL 03-5436-1023
FAX 03-5436-0118
URL <http://yudetaro.jp/>

- 資 本 金 5,000万円

- 設 立 平成16年8月

- 事業内容 ゆで太郎ショップの経営
ゆで太郎フランチャイズチェーンの運営
ゆで太郎チェーンのメニュー・食材企画、セールスプロモーション
店舗設計・施工・メンテナンス

- 事業の開始 平成16年12月21日

- 主要株主 池田 智昭
東京中小企業投資育成株式会社
水信 春夫 (信越食品株式会社 代表取締役)

- 役員一覧 池田 智昭 代表取締役
水信 春夫 取締役
田中 智夫 取締役
下河辺 明好 取締役
石橋 浩二 取締役
井田 高志 取締役
前角 文雄 取締役
中内 健幸 監査役

- 取引銀行 三菱東京UFJ銀行五反田支店

- 所属団体 一般社団法人 日本フードサービス協会 正会員
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

- 社員数 343名

■ 沿 革

平成 6 年 10 月	「ゆで太郎」第 1 号店湊店が開店（信越食品株式会社）
平成 16 年 8 月	株式会社ゆで太郎システム設立
平成 16 年 12 月	「ゆで太郎システム」第 1 号店 店内製麺プロトタイプ西五反田本店開店
平成 17 年 8 月	「ゆで太郎」F C 1 号店開店
平成 18 年 5 月	神奈川県初出店
平成 18 年 7 月	千葉県初出店
平成 19 年 10 月	初の郊外フリースタンド店舗
平成 21 年 9 月	群馬県初出店
平成 21 年 10 月	埼玉県初出店
平成 22 年 7 月	北海道札幌初出店
平成 22 年 9 月	茨城県初出店
平成 23 年 4 月	「ゆで太郎チェーン」100店舗達成！
平成 23 年 9 月	東北（宮城県）初出店（エリアフランチャイズ）
平成 25 年 3 月	富山県初出店
平成 25 年 3 月	福岡県初出店
平成 25 年 7 月	長野県初出店
平成 26 年	「ゆで太郎チェーン」創立20周年！
平成 26 年 12 月	「ゆで太郎システムグループ」100店舗
	「ゆで太郎チェーン」150店舗達成！
平成 27 年 9 月	東北（福島県）初出店（エリアフランチャイズ）
平成 27 年 12 月	静岡県初出店
平成 30 年 3 月	「ゆで太郎チェーン」200店舗達成！

目指せ！「300店舗」！

3. 直近3事業年度の損益計算書および貸借対照表

別紙 後記2及び後記3参照

4. 売上・出店状況（直営店・加盟店別）：（2018年1月1日現在）

＜信越食品株式会社の店舗は除く＞

（1）全店売上高推移

（単位：千円）

	直営店	加盟店	合計
2015年	2,510,123	3,891,332	6,401,455
2016年	3,146,614	4,371,246	7,517,860
2017年	3,326,485	5,031,283	8,357,768

*信越食品グループ売上 2,175,624千円／2017年

（2）店舗数推移

	直営店	加盟店	合計
2015年	52店	72店	124店
2016年	64店	76店	140店
2017年	73店	77店	150店

*信越食品グループ店舗数 41店／2017年末

5. 加盟店の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数

	新規に営業を開始した加盟店の店舗数
2015年	17店
2016年	11店
2017年	10店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に契約を途中で終了した加盟店の店舗数

	契約を途中で終了した加盟店の店舗数
2015年	6件（閉店1件：直営化5件）
2016年	8件（閉店1件：直営化7件）
2017年	10件（直営化10件）

6. 訴訟件数

- ・直近5事業年度の各事業年度内に加盟店又は加盟店であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

	加盟店又は加盟店であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2013年	0件	0件
2014年	0件	0件
2015年	0件	0件
2016年	0件	0件
2017年	0件	0件

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「ゆで太郎フランチャイズチェーン加盟契約」

「ゆで太郎フランチャイズチェーン加盟契約」(FCライト契約)

2. 売上・収益予測についての説明

開示する売上予測値と収支予測値は、商圏内人口や店前流動人口(車)などを含めた商圏のポテンシャルを調査し、既存の類似店データなどにより総合的に算出するものです。これは、売上や収益の結果を本部が保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 加盟金 200万円(消費税別)

加盟契約を締結する店舗の加盟金となります。ただし、2号店以降の出店にかかる加盟金は100万円(消費税別)となります。

加盟金は、加盟契約日までに指定口座へお振込みいただきますが、いかなる場合も加盟金は一切返還されません。

(2) 保証金 200万円

保証金は、本部と加盟店の間に発生する全ての債務を担保するものであり、加盟契約日までに指定口座にお振込みいただきます。

保証金は無利息とし、加盟契約終了後残債務を控除の上3ヶ月以内に返還します。

2. FCライト契約の保証金は、100万円となります。

(3) 設計監修費 200万円(消費税別)

設計監修費は本契約に基づき開店する店舗の新設工事につき、本部が行うレイアウト設計、工事仕様、使用機材、カラーリングなどの指導及び監修を受けるものであり、この対価となります。

設計監修費は、加盟契約日の支払いを原則とします。

2. FCライト契約は、対象外となります。

4. オープンアカウント等の送金

FCライト契約のみオープンアカウント方式を採用しており、毎日の売上金額を本部の定める方式に従って、翌日中に本部の指定する銀行口座に入金しなければなりません。

5. オープンアカウント等の与信利率

当チェーンのオープンアカウント方式については行っておりません。

6. 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟店に販売又はあつせんする商品の種類

加盟店は、原則として本部の指定する商品及び原材料を使用し、指定以外の商品を販売することはできません。また、店舗の内外装・什器備品・ユニフォームなど店舗で使用するもの全てに関し、本部の指定に従わなければなりません。

(2) 配送日・時間・回数に関する事項

配送日・時間・回数については、店舗の売上高や流通ルートによって異なりますので、販売量・立地ロケーションにより本部にて決定します。

(3) 発注方法・納品

商品の発注は、「インフォーマット」発注システムにより指定業者別に決められた納品日指定で発注します。納品は原則として店舗に翌日納品（関東地域）となります。

商品の売買契約は、納品時の検収をもって成立します。

(4) 売買代金の決済方法又は売上金の精算

商品代金の支払いは、月末締で請求書が加盟店に送られ、翌月の20日までに本部の指定する方法で本部口座へお支払いいただきます。

2. FCライト契約においては、本部が毎日の入金額合計より当月の精算課目経費を差し引き計算し、残額を翌月15日に加盟店の口座に振り込みます。

(5) 返品

一度納品を受けた商品の返品は原則としてできません。ただし、商品の不良など正当な理由で、本部が承認した場合はこの限りではありません。

(6) 商品の販売価格について

店舗における販売商品の価格は、原則として本部の指定価格に従わなくてはなりません。

(7) 許認可を要する商品の販売について

許認可を要する酒類・タバコの販売は原則として行っておりません。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修について

加盟店は、オーナー若しくは店長予定者が、開店する前に本部が実施する3週間の開店前研修を受け、ゆで太郎ショップを運営するのに必要な技能を修得しなければなりません。

2. 加盟店は、店長交代時には第1項の研修の全課程を終了した店舗の運営に選任する責任者を配置しなければなりません。

3. FCライト契約は、2か月以上の研修及び店舗実習において、所定に適性・資格の認定を受けなければなりません。

(2) 加盟に際し行われる研修の内容

- ① 原材料の発注、在庫、鮮度管理の方法
- ② そばの製麺方法
- ③ 調理、盛付などの商品の製造の方法、及び展示の方法
- ④ 販売及び販売促進方法
- ⑤ 店舗管理の方法
- ⑥ 人事労務管理及び教育研修の方法
- ⑦ 従業員の採用基準、適正人数や募集の方法
- ⑧ 会計、資金調達、管理の方法
- ⑨ 報告書類、各種帳票の記帳、管理の方法
- ⑩ ゆで太郎ショップ経営の実情把握の方法
- ⑪ その他ゆで太郎ショップ経営の仕組みと方法に関する一切の事項

(3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数について

本部は、加盟店に対し以下の指導援助を行い、加盟店はこの指導内容に従わなければなりません。

- ① 店舗内構成、商品陳列、商品管理、発注業務及び設備機器類に関する指導援助
- ② 教育、研修に関する指導援助
- ③ 販売促進諸活動に関する指導援助
- ④ 毎月1回以上派遣するスーパーバイザーによる業務指導
- ⑤ その他店舗運営に関する指導援助

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

(1) 使用させる商標、商号、その他の表示

商標登録 第42類 4053950号

商標登録 第35類 5461254号



(2) 当該表示の使用について

本部は、加盟店に対しゆで太郎ショップの店舗名、商標、サービスマークなどの一切の標章、意匠、キャッチフレーズ、記号その他一切の営業表示（以下、商標等という）を、本部の指示に従って使用することを許諾し、加盟店はこれに従って商標等を使用しなければなりません。

加盟店が商標等を使用する場合は、いかなる場合も本部の承諾を要し、加盟契約が終了及び解除された場合は、全ての商標等を使用する権利を即時に失います。

9. 契約期間、契約の更新、及び契約解除に関する事項

(1) 契約期間

加盟契約の有効期間は契約締結日より3年間とします。

(2) 契約更新の要件及び手続き

契約期間満了の3ヶ月前までに本部より新契約内容の提示がない場合、同一内容でさらに3年間更新されたものとします。その後の更新についても同様とし、更新する場合、加盟店は本部に対し契約終了日の15日前までに金15万円（消費税別）を支払わなければなりません。

(3) 契約解除の条件及び手続き

加盟契約の事項に対する違反（マニュアル違反、無断休業、営業上の義務違反、支払遅延等）、極度の信用低下（銀行取引停止、破産申立等）、契約当事者の死亡若しくは禁治産者等にいたったとき、また、経営・ノウハウ・企業秘密等の漏洩による背信行為、経営放棄等があった場合、本部は加盟契約を催告の上若しくは即刻解除することができます。

(4) 契約終了によって生じる損害賠償の額または算定方法

前項により加盟契約が解除された場合、加盟店は、本部に対し、直近6ヶ月のロイヤリティーの平均額の12ヶ月分に相当する損害金を支払わなければなりません。

せん。しかし、双方の合意の上で契約が終了した場合は損害賠償等の発生はありません。ただし、本部より貸与しているマニュアル・テキスト、その他備品を紛失した場合は損害賠償の対象となります。

(5) 契約終了によって生じる義務の内容

加盟店は、加盟契約が終了と同時に加盟店の費用をもって商標等が表示された看板その他の一切の営業表示物及び原材料等を撤去又は廃棄しなければなりません。また、「ゆで太郎マニュアル」その他加盟店が本部より貸与を受けている物一切を返還しなければなりません。

加盟契約が終了したとき、加盟店の本部に対する債務は全て期限の利益を失い、その現存債務は直ちに一度に支払わなければなりません。

10. 加盟店が本部に対して定期的に支払う金銭に関する事項

(1) ロイヤリティー

商標等の継続的使用、ゆで太郎ショップの営業に関する一切の指導及びゆで太郎フランチャイズ組織に帰属していること的一切の利益の対価であるロイヤリティーとして、毎月の売上高（税抜）の5%（消費税別）を翌月の20日までに本部の指定する方法で本部口座へお支払いいただきます

2. FCライト契約は、前項のロイヤリティーに加え、変動ロイヤリティーとして「基準売上/月」を超えた売上額の20%を支払っていただきます。

(2) 商品フィー

本部が取引先の選定、価格交渉、一括払いをすること等により加盟店が得られる利益の対価として、毎月本部が加盟店に対して販売した原材料の代金（税抜）の1%（消費税別）を翌月の20日までに本部の指定する方法で本部口座へお支払いいただきます。

(3) 販売促進費

加盟店は、本部に対し、チェーン店共通の知名度を高めるためには本部が統一的に広告宣伝、販売促進活動をするのが最も効果的であることを認め、販売促進費として定額40,000円を、翌月の20日までに本部の指定する方法で本部口座へお支払いいただきます

(4) 付属契約に基づく費用

「機器賃貸借契約書(券売機・製麺機・カメラ・MCAN・勤怠システム等)」「情報システム貸与に関する契約書(情報システム)」他等の付属契約書に基づく費用が発生します。支払期日は前2項と同様とします。

(5) 改装積立金

5年を目途の改装に対し、「改装積立金」として月額3万円の積み立てを行う。但し、利息は付さない。改装時には、加盟店へ優遇策を設ける。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

- (1) 営業時間及び休業日については、立地ロケーションにより本部と事前に協議して決定します。また、地域の特性、加盟店の雇用体制、その他やむを得ない加盟店の都合によりこれを変更する場合は、本部の書面による承諾が必要です。
- (2) 加盟店は、本部の書面による承諾を得ずに前項の営業日、営業時間を変更した場合、休業一日につき2万円、営業時間の短縮1時間につき2千円を追加ロイヤリティとして本部に支払わなければなりません。

1 2. テリトリー権の有無

本部が加盟店に賦与したフランチャイズは、店舗所在地の存在する周辺の一定地域における排他的・独占的権利ではありません。

1 3. 競業禁止義務の有無

契約期間中及び契約終了後2年間は、直接・間接の如何を問わず、ゆで太郎ショップと同業種の事業を行うことはできません。

1 4. 守秘義務の有無

加盟店は、第三者に対し加盟契約、付帯契約、ゆで太郎マニュアルの内容及びその他のゆで太郎フランチャイズチェーン運営に関し、知りえた一切の事項を漏洩してはなりません。また、加盟契約終了後もこの守秘義務を負います。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

本部は、加盟店のゆで太郎ショップの設営・リニューアルについて以下の指導援助を行ない、加盟店はこれに従ってゆで太郎ショップの店舗内外装を整え、これを維持継続しなければなりません。

- ① 店舗の建設、改装及び改築などに関する指導援助
- ② 本部の経験により標準化されたレイアウト及び仕様に関する指導援助
- ③ 店舗及び設備一式の見積り並びにそれらの発注に関する指導援助
- ④ 厨房器具及び備品の使用等に関する指導援助
- ⑤ その他店舗設備、設営に関する指導援助

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟店は加盟契約の条項に違反した場合、その違反の内容により、違反状態の継続日数に対し1日当たり1千円以上または3万円(消費税別)、或いは直近6ヶ月の一日当たり平均売上高(税抜)の20%(消費税別)を乗じた金額を支払わねばなりません。これを超える損害が発生した場合には、本部は加盟店に対しそ

の賠償額について請求ができます。

また、加盟店の契約違反による契約解除の結果本部が損害を受けた場合は、本部が受けた損害の範囲で損害賠償を請求することがあります。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

事業活動上の損失に対する補償は一切行なっておりません。

18. 付保義務

加盟店は、本部の指導に従い、本部の指定するゆで太郎ショップ及びその営業に関連した損害保険契約を締結し、本契約期間中これを継続しなければなりません。

19. 反社会的勢力排除に関して

相互に相手方に対し、自己が下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当することがないことを確約します。この確約が虚偽であり、又はこの確約に反したことにより、相手方から催告なくして本件契約の全部又は一部を解約される等の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てることはできません。また、この確約が虚偽であり、又はこの確約に反したことにより、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者として次に掲げる者
 - (1) 暴力団、暴力団員
 - (2) 前号に該当しなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員、暴力団の威力を示す常習者、総会屋、社会運動など標榜ゴロその他の反社会的勢力
 - (4) 法人その他の団体であって、その役員等（取締役、監査役、執行役、執行役員、相談役、顧問、支店長、出張所長その他名称の如何を問わず、業務を執行し、又は実質的に業務執行に対し支配力を有する者を含む）に第1号から第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるもの
2. 契約の相手方として不適当な行為をする者として次に掲げる行為を行う者
 - (1) 暴力的もしくは脅迫的な要求行為、又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 取引に関し、暴力的又は脅迫的な言動を行う行為
 - (3) 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (4) 上記1.の各号に掲げる者であることを知りながら、かかる者に対して資金、利益、又は便宜を供与する行為
 - (5) 不当に上記1.の各号に掲げる者を利用する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」

項目	頁 数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
ゆで太郎チェーンへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 (株)ゆで太郎システムとフランチャイズ・システムについて	3			
1. ゆで太郎の理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・役員一覧・取引銀行・従業員数・関係会社・所属団体・沿革	4			
3. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	6			
4. 売上・出店状況	6			
5. 加盟店の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に契約を途中で終了した加盟店の店舗数	6			
6. 訴訟件数	7			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	8			
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明	8			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 設計監修費	8			
4. オープンアカウント等の送金	8			
5. オープンアカウント等の与信利率	9			
6. 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟店に販売又はあっせんする商品の種類 (2) 配送日・時間・回数に関する事項 (3) 発注方法・納品 (4) 売買代金の決済方法 (5) 返品 (6) 商品の販売価格について (7) 許認可を要する商品の販売について	9			
7. 経営の指導に関する事項	10			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 (1) 使用させる商標、商号、その他の表示 (2) 当該表示の使用について	11			

項目	頁 数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
9. 契約期間、契約の更新、および契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 契約更新の要件及び手続き (3) 契約解除の条件及び手続き (4) 契約終了によって生じる損害賠償の額又は算定方法 (5) 契約終了によって生じる義務の内容	11			
10. 加盟店が本部に対して定期的に支払う金銭に関する事項	12			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	12			
12. テリトリー権の有無	13			
13. 競業禁止義務の有無	13			
14. 守秘義務の有無	13			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	13			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項 等	13			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	13			
18. 反社会的勢力排除に関して	14			
後期1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」	15			
後期2. 直近3事業年度の損益計算書	17			
後期3. 直近3事業年度の貸借対照表	18			

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目を説明し、

加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説 明 者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目について、

説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印

後記2. 直近3事業年度の損益計算書

単位:千円

年度	2015年 6月期	2016年 6月期	2017年 6月期
売上高	4,105,815	5,125,248	6,041,621
売上原価	1,960,702	2,384,257	2,830,100
売上総利益	2,145,113	2,740,991	3,211,521
販売費及び一般管理費	2,014,305	2,633,273	3,185,957
人件費	854,717	1,150,539	1,503,716
減価償却費	178,641	295,378	326,504
地代家賃	389,402	517,062	615,690
水道光熱費	240,797	284,830	304,396
旅費交通費	32,678	38,714	45,319
その他	1,494,930	346,750	390,332
営業利益	130,808	107,718	25,564
営業外収益	23,337	43,316	39,888
受取利息	2,456	2,017	1,153
雑収入	20,881	41,299	38,734
営業外費用	23,120	40,266	47,601
支払利息・割引料	9103	13,477	16,664
繰延資産償却	13,524	18,752	24,051
雑損失	493	8,036	6,886
経常利益	131,026	110,768	17,851
特別利益			110,000
固定資産除却損	35	16,527	95,143
税引前当期利益	130,991	94,241	32,708
法人税等充当額	43,279	39,848	20,731
当期利益	87,712	54,393	11,978

後記3. 直近3事業年度の貸借対照表

単位:千円

年度	2015年6月期	2016年6月期	2017年6月期
【流動資産】	615,745	1,072,591	1,003,618
現金及び預金	367,522	740,567	683,079
売掛金	134,277	144,300	150,334
商品・原材料	19,055	23,962	26,163
前払費用	45,087	56,511	80,524
未収入金	27,697	40,953	40,470
その他	22,107	66,297	23,048
【固定資産】	1,576,299	2,065,964	2,604,605
(有形固定資産)	1,095,580	1,496,457	1,958,585
建物付属設備	808,393	1,125,940	1,456,723
構築物	5,581	4,061	4,817
工具器具備品他	281,606	366,456	497,045
(無形固定資産)	26,115	30,059	19,719
営業権他	26,115	30,059	19,719
(投資等)	454,605	539,448	626,301
出資金・長期前払費用	130,452	143,737	149,850
保証金・敷金・積立金	324,153	395,711	476,451
資産の部合計	2,192,044	3,138,555	3,608,223
【流動負債】	941,774	1,154,112	1,389,090
買掛金	265,074	279,559	329,210
短期借入金	367,195	501,177	679,963
未払金・未払費用	242,265	354,885	297,689
預り金他	67,240	18,492	82,228
【固定負債】	932,155	1,618,511	1,847,800
長期借入金	755,024	1,223,535	1,408,906
預り保証金・社債	177,131	394,976	438,894
負債の部合計	1,873,930	2,772,624	3,236,890
【株主資本】	318,114	365,931	371,333
(資本金)	50,000	50,000	50,000
(資本剰余金)	18,000	18,000	18,000
(利益剰余金)	250,114	297,931	303,333
利益準備金	3,329	3,987	3,987
繰越利益剰余金	246,785	319,067	299,346
純資産の部合計	318,114	365,931	371,333
負債及び純資産の部合計	2,192,044	3,138,555	3,608,223